

## ドメスティック・バイオレンスについて

### ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者等の中で起こる暴力を、ドメスティック・バイオレンス（DV）といい、身体に対する暴力だけではなく、さまざまな種類のものがあります。

- **身体的暴力** 殴る、蹴る、物を投げる など
- **経済的暴力** 生活費を渡さない、金銭を要求する、勝手に預貯金を使う など
- **精神的暴力** 大声で怒鳴る、殴るふりをする、無視する など
- **性的暴力** 性的行為を強要する、避妊に協力しない など
- **社会的暴力** 友人等との付き合いを禁止する、勝手にメールを削除する など



～令和5年5月12日に「配偶者暴力防止法」の一部が改正されました～

令和6年4月1日施行（一部の規定を除く）

保護命令制度が拡充され、保護命令違反が厳罰化されました。

	現行法	改正後
● 接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について	配偶者からの ・身体に対する暴力を受けた者 ・「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者	配偶者からの ・身体に対する暴力を受けた者 ・「生命又は身体」に対する加害の告知による脅迫を受けた者 ・「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者
● 接近禁止命令の発令要件について	更なる身体に対する暴力により <u>身体</u> に重大な危害を受けるおそれ大きいとき	更なる身体に対する暴力又は生命・ <u>身体</u> ・自由等に対する脅迫により、 <u>心身</u> に重大な危害を受けるおそれ大きいとき
● 接近禁止命令等の期間	6か月間	<u>1年間</u>

など

### ☑チェック

DVは親密な関係のなかで起きるため、被害を受けている事に気づきにくいものです。また、被害者の「知られたくない」という気持ちが事態を潜在化させ、深刻化させてしまいます。

DVを受けていると思ったら、ひとりで悩まず、相談しましょう。DVについて相談を受けたら、話をしっかり受け止め、相談窓口を紹介しましょう。

相談窓口 県子ども・女性・障害者相談センター ☎073(445)0793  
 県男女共同参画センター “りいびる” ☎073(435)5246

内容についてのお問い合わせは 和歌山県人権施策推進課まで ☎073-441-2566

